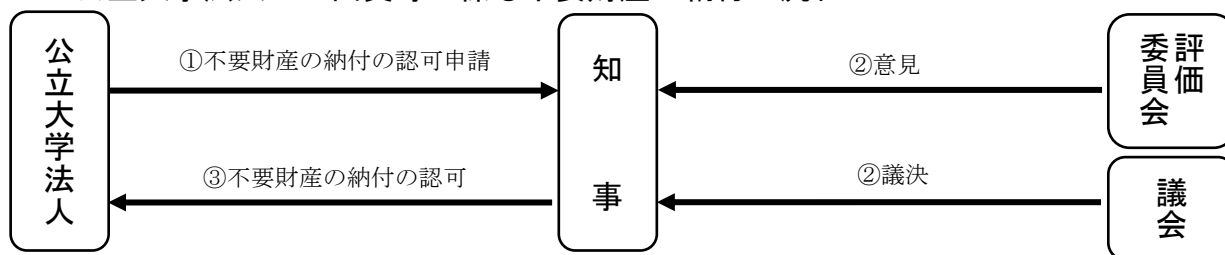


公立大学法人の出資等に係る不要財産の納付の取扱について

1 公立大学法人への出資等に係る不要財産の納付の流れ



<地方独立行政法人法（抄）>

・第 42 条の 2 第 1 項

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

・第 42 条の 2 第 5 項

設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 出資等に係る不要財産の概要

(1) 概要

区分	所在地	建物名称	構造	延床面積（㎡）
建物	長野市三輪八丁目 1664 番地 1	旧学生寮 （旧明和寮）	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 3 階建	1, 167. 30

①経過

- ・ 県立大学の 1 年生には象山寮があることから、管理運営の効率化などにより廃止（H29）
- ・ 大学の器具備品庫として利用するため、開学時に県から出資
- ・ 現在まで 1 階部分の一部を倉庫として利用

②建物の状況

- ・ 昭和 54 年 4 月建築の鉄筋コンクリート造 3 階建（築 44 年）
- ・ 耐震性はあるが（H21 に耐震診断実施）、水道や電気設備を中心に大規模改修が必要な状態

(2) 法人からの認可申請書

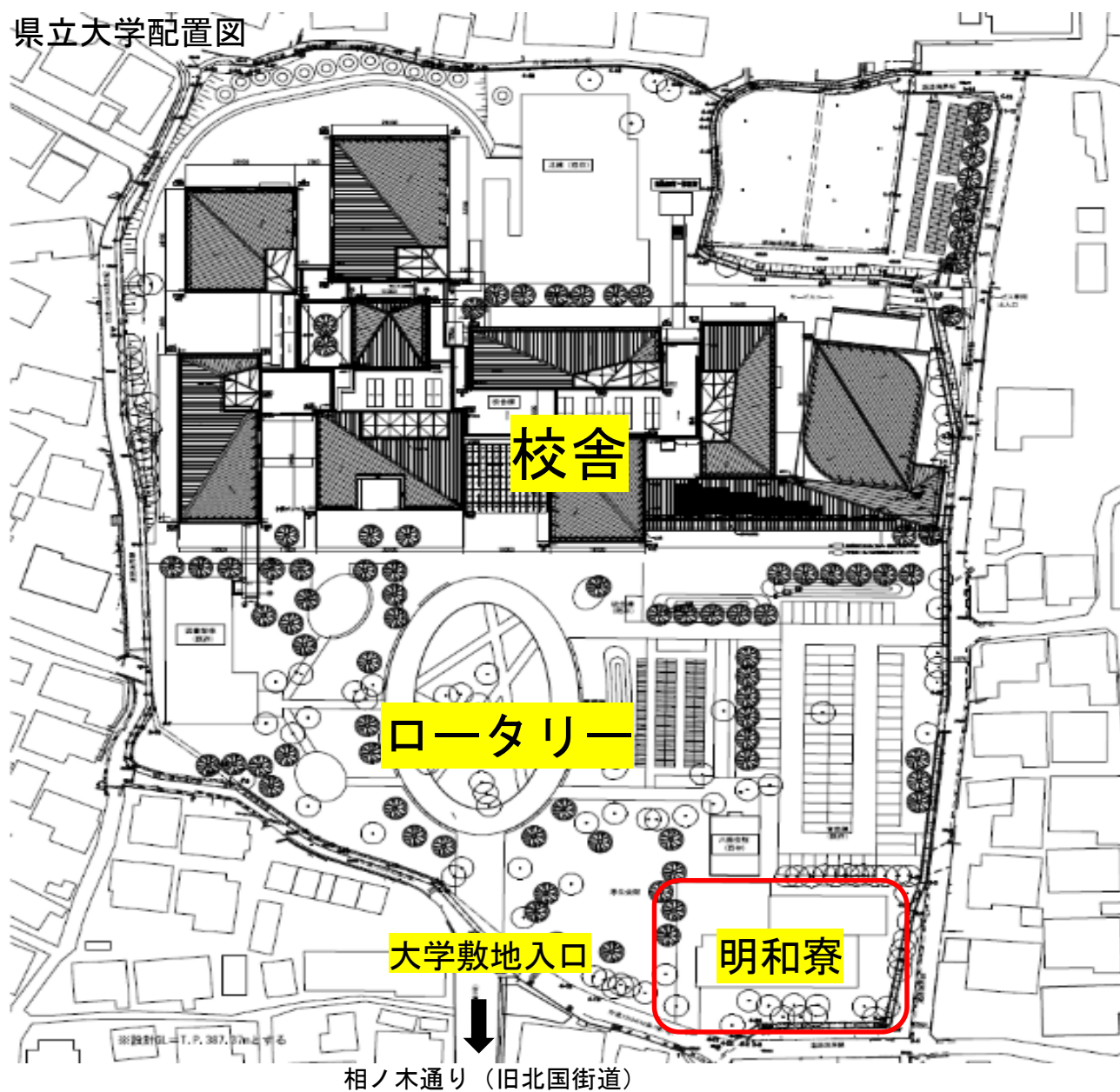
資料 1 別添のとおり

3 今後の予定

- ・ 県へ不要財産納付後、県で除却を実施
- ・ 跡地は、法人において駐車場の拡張及び学生の通学路の整備を検討中

時期	不要財産の納付
12/11(水)	評価委員会で不要財産納付について意見聴取
2 月議会	議案提出（不要財産の納付の認可）
議決後	・ 納付について県認可 ・ 法人から県へ明和寮納付
R 7 年度	アスベスト調査、解体設計
R 8 ～ 9 年度	解体工事

県立大学配置図



外観



外観



個室



トイレ



洗面所

